

図表 45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>• 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</li> <li>C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</li> </ul> </li> <li>□ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：満足のいく実施状況</li> <li>B：ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C：やや満足のいかない実施状況</li> <li>D：満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</li> <li>• 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。</li> </ul>
総務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、             <ul style="list-style-type: none"> <li>AA：中期目標を大幅に上回って達成</li> <li>A：中期目標を十分達成</li> <li>B：中期目標を概ね達成</li> <li>C：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある</li> <li>D：中期目標を下回っており大幅な改善が必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。</li> <li>• 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。</li> </ul>
外務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>S：中期計画の実施状況が当事業年度において極めて順調である。</li> <li>A：中期計画の実施状況が当事業年度において順調である。</li> <li>B：中期計画の実施状況が当事業年度においておおむね順調である。</li> <li>C：中期計画の実施状況が当事業年度においてやや順調でない。</li> <li>D：中期計画の実施状況が当事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> </ul>
財務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>A+：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。</li> <li>A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。</li> <li>B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。</li> <li>C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。</li> <li>D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。</li> </ul> </li> <li>• 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> <li>• 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</li> <li>評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。</li> </ul>	
文部科学省 独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については次の考え方とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>S：特に優れた実績を上げている。（客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。）</li> <li>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上）</li> <li>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満）</li> <li>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満）</li> <li>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。）</li> </ul> </li> <li>各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</li> </ul> </li> <li>客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</li> <li>評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</li> </ul>	<u>記述式</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価を総括するものとして、               <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の総括</li> <li>評価を通じて得られた法人の今後の課題（評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載）</li> <li>評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性</li> <li>特記事項（総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等）</li> </ul> </li> </ul> について記述する。
厚生労働省 独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>S：中期計画を大幅に上回っている。</li> <li>A：中期計画を上回っている。</li> <li>B：中期計画に概ね合致している。</li> <li>C：中期計画をやや下回っている。</li> <li>D：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</li> </ul> </li> </ul>	<u>記述式</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。</li> <li>法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</li> </ul> </li> </ul>
農林水産省 独立行政法人評価委員会	<p><b>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている</b>（下記参照）。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>s：数値の達成度合が100%以上であって特に優れた成果が得られた</li> <li>a：数値の達成度合が100%以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p><b>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている</b>（下記参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則と</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>b : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満  c : 数値の達成度合が 70%未満  d : 数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>□ 上記以外の場合  s : 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた  a : 数値の達成度合が 90%以上  b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満  c : 数値の達成度合が 50%未満  d : 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>• 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合  □ 段階的な評価を行うことが適切な場合  s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた  a : 設定した指標が達成された  b : 設定した指標が概ね達成された  c : 設定した指標が達成されなかった  d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合  s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた  a : 設定した指標が達成された  c : 設定した指標が達成されなかった  d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>○ 種苗管理センター</p> <p>• 定量的に定められている項目の評価  中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間（5年間）で除して得られた数値（年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値）を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <p>□ 「～以上」等の記述となっている項目  S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A : 目標値に対して、100%以上の達成度合  B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  C : 目標値に対して、90%未満の達成度合  D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>□ 「～程度」等の記述となっている項目  S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A : 目標値に対して、90%以上の達成度合  B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合  C : 目標値に対して、80%未満の達成度合  D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>• 定性的に定められている項目の評価  S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A : 順調に進んでいる  B : 概ね順調に進んでいる  C : 不十分又は問題あり  D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p>	<p>して、次の3段階評価で行うものとする。  A : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上  B : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上 90%未満  C : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満</p> <p>• ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>• 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>※評価項目によっては、S A B C Dの基準の表現が若干異なる。</p> <p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 例：「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>S：数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた</li> <li>A：数値の達成度が90%以上</li> <li>B：数値の達成度が50%以上90%未満</li> <li>C：数値の達成度が50%未満</li> <li>D：数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> <li>□ 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>S：計画を大きく上回り、優れた成果が得られた</li> <li>A：計画どおり順調に実施された</li> <li>B：概ね計画どおり順調に実施された</li> <li>C：計画どおり実施されなかった</li> <li>D：計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S：計画を大幅に上回る業績が挙げられている</li> <li>A：計画に対して業務が順調に進捗している</li> <li>B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている</li> <li>C：計画に対して業務の進捗が遅れている</li> <li>D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</li> </ul> <p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している（達成割合が120%以上）</li> <li>a：中期計画に対して業務が順調に進捗している（達成割合が90%以上120%未満）</li> <li>b：中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている（達成割合が60%以上90%未満）</li> <li>c：中期計画に対して業務の進捗が遅れている（達成割合が30%以上60%未満）</li> <li>d：中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている（達成割合が30%未満）</li> </ul> <p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S：計画を大きく上回って業務が進捗している</li> <li>A：計画に対して業務が順調に進捗している</li> <li>B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている</li> <li>C：計画に対して業務の進捗が遅れている</li> <li>D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</li> <li>□ 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>S：数値の達成度合いが120%以上</li> <li>A：数値の達成度合いが80%以上120%未満</li> <li>B：数値の達成度合いが60%以上80%未満</li> <li>C：数値の達成度合いが30%以上60%未満</li> <li>D：数値の達成度合いが30%未満</li> </ul> </li> </ul> <p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a：数値の達成度合いが100%以上</li> <li>b：数値の達成度合いが70%以上100%未満</li> <li>c：数値の達成度合いが70%未満</li> </ul> </li> <li>□ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：計画どおり実施された又は計画を上回り実施された</li> <li>B：概ね計画どおり実施された</li> <li>C：計画どおり実施されなかった</li> </ul> </li> <li>• 上記の評価結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</li> </ul> <p>• 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きい）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</p> <p>• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。</p> <p>• なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① S評価の有無・内容</li> <li>② 財務諸表の内容</li> <li>③ 業務運営の効率化への取組状況</li> <li>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</li> <li>⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</li> </ol> </li> </ul> <p>• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 設定した指標が達成された</li> <li>b : 設定した指標が概ね達成された</li> <li>c : 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> <li>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 設定した指標が達成された</li> <li>c : 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> <li>• ただし、a 評価の小項目について、達成率等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 数値の達成度合が 100%以上</li> <li>b : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満</li> <li>c : 数値の達成度合が 70%未満</li> </ul> </li> <li>□ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 数値の達成度合が 90%以上</li> <li>b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満</li> <li>c : 数値の達成度合が 50%未満</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 設定した指標が達成された</li> <li>b : 設定した指標が概ね達成された</li> <li>c : 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• ただし、a 評価の小項目について、達成状況等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 数値の達成度合が 100%以上</li> <li>B : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満</li> <li>C : 数値の達成度合が 70%未満</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 設定した指標が達成された</li> <li>B : 設定した指標がおおむね達成された</li> <li>C : 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> <li>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 設定した指標が達成された</li> <li>C : 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○緑資源機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 中期計画に対して概ね順調に推移している (達成割合が 90%以上)</li> <li>b : 中期計画に対して一部遅れが見られるものの、中期目標期間において達成が可能な範囲にある (達成割合が 50%以上 90%未満)</li> <li>c : 中期計画に対して顕著な遅れが見られる (達成割合が 50%未満)</li> <li>• ただし、a 評定の小項目について、達成率等により a + 評定とすることができる。また、c 評定とした場合、必要に応じ d 評定とすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大項目の評価結果について集計し、3 段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して 3 段階評価を行う。</li> <li>• ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各大項目の評価結果について、達成割合を算出し、評価を行う。</li> <li>• 機構の業務の実績の評価が、適正に、かつ、国民に解りやすい形で行われるべきであることに留意することとしている。</li> </ul>
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会における年度評価は、次の①～③の 3 項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。)</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>向上に関する事項</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>④ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>・ 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。</p> <p>① 業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</p> <p>② 役職員の給与等の水準は適正か。</p> <p>③ 資産（出資を含む）は有効に活用されているか。</p> <p>④ 欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>⑤ リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>・ 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。</p> <p>AA：法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。</p> <p>A：法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。</p> <p>B：法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。</p> <p>C：法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。</p> <p>D：法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。</p>	<p>① 業務運営の効率化に関する事項：20%</p> <p>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項：50～60%</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項：20%</p> <p>④ その他業務運営に関する事項：0～10%</p> <p>・ 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、</p> <p>AA：4.5 &lt; X ≤ 5.0</p> <p>A：3.5 &lt; X ≤ 4.5</p> <p>B：2.5 &lt; X ≤ 3.5</p> <p>C：1.5 &lt; X ≤ 2.5</p> <p>D：1.0 ≤ X ≤ 1.5</p> <p>・ 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。</p>
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	<p>・ 年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。</p> <p>5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</p> <p>・ 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付記することとする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。</p>	<p>・ 業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する。</p> <p>・ 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。</p> <p>(各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 120%以上である場合：「極めて順調」</li> <li>□ 100%以上120%未満である場合：「順調」</li> <li>□ 80%以上100%未満である場合：「概ね順調」</li> <li>□ 80%未満である場合：「要努力」</li> </ul> <p>・ 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。</p> <p>・ なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
環境省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。</li> <li>各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注) 評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S：中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A：中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B：中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C：中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D：中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</li> <li>国立環境研究所の研究業務は、研究所において実施する外部専門家の研究評価結果も積極的に活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体について、左記の事項別評価の結果を踏まえ総合評価を行う。</li> <li>事項別評価の結果を単に平均化するのではなく、法人の目的等に照らし、法人全体としての業務を総合的に判断しつつ行う。</li> <li>中期目標、中期計画に掲げられた事項のみならず、独自の取組等も考慮。</li> <li>総合評価は、左記の評価基準により実施し、併せてその判断の理由、根拠等を記載する。</li> <li>総合評価を実施するに当たっては、業務運営の改善に関する事項の検討を行う。</li> </ul>
防衛省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</li> <li>C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</li> </ul> </li> <li>委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：満足のいく実施状況</li> <li>B：ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C：やや満足のいかない実施状況</li> <li>D：満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</li> <li>必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。</li> </ul>
日本司法支 援センター 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価。 A：当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B：当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C：当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。</li> <li>評価は、実績報告書、法人が自ら行った自己評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。</li> </ul>	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。</li> <li>自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。</li> </ul>
国立大学法 人評価委員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対するものであり、各法人間の相对比较をする趣旨ではないことに留意することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特筆すべき進捗状況にある</li> <li>順調に進んでいる</li> <li>おおむね順調に進んでいる</li> <li>やや遅れている</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。</li> <li>なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。</li> <li>教育研究の状況については、その特</li> </ul> </li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 重大な改善事項がある</li> <li>• 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。</li> </ul>	<p>性に配慮し、中期目標期間終了時の評価において、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。</p>

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。